

パネル
ディスカッション
Ⅱ

多言語対応の必要性和 コミュニティ通訳の役割

～司法通訳および東日本大震災に おける翻訳・通訳の実践事例から

趣 旨

東日本大震災では、災害救助法が適用された地域（東京都を除く）に暮らす外国人被災者数は約 22 万 7 千人に上り、その数は実に日本の全外国人登録者人口の一割強を占めることになったとされている。このことから、多言語・多文化化が進む日本社会において、あらためて多言語対応による情報伝達の必要性が浮き彫りとなった。

東京外国語大学では、「語学ボランティア制度」に登録する本学 OB・OG、大学院生、教職員にくわえ、多言語・多文化社会専門人材養成講座の一環として開講している「コミュニティ通訳コース」の修了生等が、震災発生直後に立ち上がった全 22 言語による「多言語災害情報支援サイト」、及び日本弁護士連合会等主催による「被災外国人のため電話法律相談」に携わることとなった。

このような緊急時の多言語情報支援では、平常時における専門知識や言語技能の蓄積が肝要とされるが、これまでも本学では弁護士会等との協力・連携を通じて、コミュニティ通訳コース修了生が通訳者・翻訳者としての力量を形成する場を、相談通訳を入口とした「司法通訳」の分野において提供してきた。その際求められるのは、通訳者としての訳出スキルのみならず、自身が果たすべき「役割」を十分に認識し、クライアントである弁護士等との円滑なコミュニケーションを図ることである。

本パネル・ディスカッションでは、法律相談に携わる弁護士、実践の場にいるコミュニティ通訳コース修了生、通訳者を育成する教育者が登壇し、それぞれ①クライアント（ユーザー）の観点、②実践者の経験、③教育者の立場から、コミュニティ通訳者の役割について、実践事例をもとに考察する。

パネリスト ※所属・肩書きはフォーラム実施時のもの

- 内藤 稔（本センター特任講師）
 関 聡介（弁護士／成蹊大学法科大学院客員教授）
 佐藤 エバートン 文雄
 （コミュニティ通訳コース修了者／長浜市企画部国際交流員）

コメンテーター

- 武田 千香
 （本センター副センター長／本学総合国際学研究院准教授）

登壇者プロフィール（発表順）

1 関 聡介（せき そうすけ）

弁護士（東京弁護士会）、成蹊大学法科大学院客員教授（実務家教員）。移民政策学会監事、難民支援協会理事など。1966年東京都武蔵野市生まれ。1993年弁護士登録。事務所経営の傍ら、外国人の刑事／入管／難民／民事／家事等の事件を多数扱う。共著書に『外国人刑事弁護マニュアル』（現代人文社）、『実務家のための入管法入門』（同）など。

3 佐藤エバートン文雄（さとう エバートン ふみお）

1983年ブラジルサンパウロ州生まれ。日系三世。2003年初来日、2年半滞在。帰国後、法律大学在籍中に日本企業での通訳や日系人協会で日本語教師の経験を経て、2008年法学部卒業。2009年司法試験合格。同年JETプログラム参加者として再来日し、長浜市国際交流員として勤務。2010年コミュニティ通訳コース（1期）修了。

2 内藤 稔（ないとう のる）

東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター特任講師（コミュニティ通訳論）。慶応義塾大学総合政策学部卒業。モンレー国際大学大学院・会議通訳課程修了。日本通訳翻訳学会会員。著書に『よくわかる逐次通訳』（共著、東京外国語大学出版会）、翻訳書に『国境を越える人々ー北東アジアにおける人口移動』（共訳、国際書院）。

4 武田 千香（たけだ ちか）

東京外国語大学総合国際学研究院准教授、学長特別補佐（社会連携担当）、多言語・多文化教育研究センター副センター長。ブラジル文学・文化専攻。著書に『ブラジルのポルトガル語入門』、翻訳書に『アマード「果てなき大地」』（新潮社）、シコ・プアルキ『ブダベスト』（白水社）、編書に『ポルトガル語現代辞典』（白水社）等。

はじめに

武田 皆さん、おはようございます。東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターの副センター長をしております武田千香と申します。大学全体でも社会連携事業室の責任者を務めており、今日、課題になっているコミュニティ通訳に非常に興味を持って取り組んでいます。

日本には在住する外国人の数が200万人を超えたと聞いて大変久しいですが、その間にさまざまな問題が課題になって取りざたされていて、それに対応できるような人材の育成の必要性も常に指摘されています。それをまさに証明するような大きな出来事が今年、日本で起きたわけですが、それが東日本大震災です。

本学では「語学ボランティア制度」がありますが、それに登録するOBやOG、大学院生、教職員、そして多言語・多文化教育研究センターで、「多言語・多文化社会専門人材養成講座」で開講しているコミュニティ通訳コースの修了生等が集まり、震災の翌日にすぐに翻訳支援チームを立ち上げ、4月3日まで3週間にわたり、多言語で情報をお届けするという活動をいたしました。その後は日本弁護士連合会などの主催による「被災外国人のための電話法律相談」を行いました。この活動は多くの感謝の声をいただきましたし、いろいろな提案もいただきました。

今回の活動で私たちが学んだことは非常にたくさんあります。その中のいくつかをご紹介します。まず、こういった活動は一夜で立ち上げられるものではなく、やはり日ごろからやっていて、常にそういうシステムをつくっておかなければだめであるということです。つまり、日常の活動の重要性と、それから顔が見えるような関係を基礎としたネットワークの構築の重要性を感じました。



左から 武田 千香、内藤 稔、関 聡介、佐藤 エバートン 文雄

もうひとつ、一番重要であると感じたのは、専門人材の育成ということです。今回は多言語支援活動ということで、正確で迅速な翻訳を行うための高度な言語力と、言語ばかりではなく翻訳力が必要です。翻訳は言語力とイコールではありません。それから翻訳者がいればいいというわけではないので、現場で求められている情報を把握し、適切な情報を提供できる人間、そして活動が有効につくり出されるような、連携と協働の体制をつくっていきけるようなコーディネーターができるような人間、そういう人材が必要です。

しかし、その人材自体の専門分野そのものが、まだフレーム自体からして漠然としていて、いったいそれはどういう職種で、どういう役割を求められているのか、どういうスキルを持っているなければならないのか、専門性とは何なのかということが明確になっていません。このコミュニティ通訳に関しても、これから私たちが考えていなければならないことがたくさんあるわけです。

今日、この2時間でどこまで答えが出るか分かりませんが、模索中の段階のこの問題をこのパネルディスカッションで、コミュニティ通訳というテーマで考察してみたいと思います。

お三方をご紹介します。まずは関聡介さんです。東京弁護士会の弁護士であり、事務所を運営していらっしゃいますが、特に外国人の刑事、入管、難民等、さまざまな外国人にかかわる問題を扱っておいでです。それから佐藤エバートン文雄さんです。ブラジルはサンパウロのお生まれです。日系3世です。2003年に日本にいらっしゃいました。今は長浜市企画部国際交流員です。本学が開講しましたコミュニティ通訳コースの第1期の修了者として、今日はコミュニティ通訳コースで習ったご経験などを語っていただきます。それから内藤稔さんです。本学の多言語・多文化教育研究センターの特任講師で、この10月にセンター専任の教員として着任したばかりです。最初は会議通訳から入られましたが、今はコミュニティ通訳にのめり込んでいらっしゃいます。

それでは最初に、お三方からそれぞれのご報告をいただきます。実際に通訳をなさっている方、講座を受けられた方、そして通訳者を言ってみれば、言葉は悪いですが、使っている方、そして通訳している側でもありますが、これからいろいろカリキュラム開発等で養成にも携わっていく立場という、この3つ立場からそれぞれお話を聞きたいと思います。パワーポイント等を使う関係から、私たちは、発表者以外は降壇させていただいて、また後から集まってお話をしていくというふうにしたいと思います。それでは、まず内藤さん、よろしく願いいたします。

■ 多言語・多文化が進む日本社会

内藤 皆さん、おはようございます。本学多言語・多文化教育研究センターの内藤稔と申します。まず私からは、本学で実際に東日本大震災の後に行った翻訳活動についてお話を申し上げたいと思います。観点としてはコミュニティ通訳者ないしは翻訳者としての役割、そして今後の課題ということで、また後に用意されていますパネルディスカッションにつなげる形で、まず話をさせていただければと思います。

今回の震災でどのような活動をしたかということをお伝えする前に、現状、日本社会は、どのような状況にあるかをこのスライドを使っておさらいしてみたいと思います。多言語・多文化化が進んでいると日本社会は称されますが、実際に内なる国際化ともいわれるぐらい、外国人の数が非常に増えてきている実情があると思います。

皆さんよくご存じのように、日本の総人口は今、約1億2806万人で、そのうち外国人登録者数が213万人強ということで、総人口のおよそ1.67%になっていることが分かっています。

ます。そのうち国籍としては191カ国あります。国籍の多い順番から台湾、香港を含む中国、そして韓国・朝鮮、ブラジル、フィリピン、ペルー、米国という順番となっています。

そうした中で、今回、本日の午前中のパネルディスカッションのテーマであるコミュニティ通訳とは何かということ、今、申し上げたスライドの次に説明させていただきたいと思います。多言語・多文化教育研究センターでは、コミュニティ通訳について、上記のように定義付けを行っています。「多言語化・多文化化が進む日本社会において、行政、教育、医療、司法などの分野で言語・文化的なマイノリティーとしている人たちを通訳、そして翻訳の面から支援し、ホスト社会につなげる橋渡し役を務める」と考えています。

何が特徴として挙げられるかといいますと、先ほども会議通訳という言葉が出てきたと思いますが、通訳をする対象が、たとえば会議通訳の場合であれば、日本に何かしらの目的で来日する、一時的に滞在してビジネスや、あるいは外交などを目的とした会議のために来日している外国人です。しかしコミュニティ通訳は、実際に日本社会に「暮らす」定住外国人が対象となっており、また彼らの生命や生活に大きくかわり、そして同時に、通訳を行う上で幅広い知識や技能などの専門性も求められる分野であると言えます。

先ほど、司法や医療、行政、教育とお伝えしましたが、この後、また司法制度については時間を割いてお話を展開されると思いますが、やはり生活に根差す分野となりますと、こちらの4分野が挙げられます。またこれらの4分野に分類される前に、定住外国人が具体的にどのような問題を抱えているのか。またそうした問題の本質をとらえ、必要に応じて専門家につなげる役割を持つ「相談通訳」も、コミュニティ通訳の活動領域のひとつに位置づけられます。

多言語による情報支援の必要性

本日、お話しする災害時の通訳ないし翻訳は、下に書いてありますように、「司法や医療、行政、教育の分野に関する知識、あるいはその経験が総合的に求められる分野」ととらえていいと思います。後ほど具体的にどのような翻訳を本センターで行ったのかをご説明しますが、そのほぼすべてが司法や医療、行政、教育のいずれかに分類されることがお分かりいただけると思います。それぐらい司法、医療、行政、教育の4分野に関する知識が求められる、またそれらの知識が一気に求められる、それが災害時通訳ないしは翻訳の特徴だと言えます。

皆さんはコミュニティ通訳と言って、なぜ通訳の話ではなく翻訳活動についての話が展開されるのかとお考えになったかもしれませんが、実際に今回支援の一メンバーとして参加して思ったことは、やはりまずは災害発生直後の段階で必要なのは「通訳」よりも、むしろ「翻訳」でした。

最初に必要なライフラインに関する情報を受信して、その後に生活を考える際に必要になるのが通訳です。最初は自分がどういった状況に置かれているのか、あるいはこの場所から避難するにはどうすればいいのか、あるいは日常的なたとえばごみの処理をどうすればいいのか、そのような幅広い人々にまつわる情報を翻訳という手段を用いて発信するニーズがあったということが、今回の学びでした。

それでは具体的にどのような方々を対象としていたかということですが、今回東京都を除く7都道府県に災害救助法が適用されました。それには東北の各県、あるいは茨城、栃木、千葉といった関東の3県も含まれています。こちらの地域の外国人登録者数は22万7千人です。これは震災が発生して20日後の3月31日の数字です。

現在、日本全国の外国人登録者数が213万人ということは、実にその人口の10%以上が今

回の東日本大震災により直接的な被害を受けたと言えます。また、私たちが今いるこの東京都は外国人登録者数が41万8千人、国籍は約80カ国ということが確認されています。先ほど申し上げた地域に住む外国人登録者を約20万人強とお考えいただき、仮に「20万人：40万人」という比例式を使うと、おそらくこれらの地域に暮らす外国人の国籍も、180カ国を単純に半分に割って90カ国というわけにはいかないものの、いずれにせよ非常に多岐にわたる国籍数が考えられるのではないかと。詰まるところ、それだけ多言語による情報支援の必要性があったことが分かると思います。

東京外国語大学における取り組み

具体的にどういうふうに我々に対応したかということですが、日本語を含む、全22言語で対応しました。本学では来年度からは新たにベンガル語が加わり、専攻語の数が27言語になりますが、現在は26言語を開講しています。そのうちの22言語により、情報を提供しました。活動の期間は震災の翌日から4月3日です。

実際に参加したメンバーは、本学のコミュニティ通訳コースの修了者、あとは語学ボランティア、OB・OG、そして教職員等が参加しました。では、具体的に翻訳の流れについてご説明をしたいと思います。最初に被災地の仙台市国際交流協会から依頼がありましたが、それ以外にも入国管理局など、いわゆる全国機関の文書にも翻訳対応しました。

次が非常に肝要ですが、先ほど「コーディネーション力が非常に重要」というお話がありましたが、依頼を受けてそれをコーディネーション、つまりどの情報を翻訳するか、あるいはその翻訳を誰にお願いするか、このあたりのコーディネーション力が非常に重要となりました。

つまり、翻訳の依頼を正確に、そして迅速に対応するにはやはりコーディネーション力です。1人では到底それはかきません。やはり誰か、必要なコーディネーションを行う人が、いずれまた今後震災が発災したときも必要と思われるほど、いかにコーディネーション力を発揮できるかということが大きなポイントであると思います。

そして翻訳した情報を、ウェブサイトを通じて多言語で発信し、それを外国人、またこれも重要なのですが、「外国人周辺の日本人」に提供するという仕組みを作りました。つまり翻訳をしたところで、実際に本学が翻訳をしていることを認知してもらわないと意味がないわけですから。そのためには、やはりまず日本人に、本学がこのような翻訳支援を行っていることを知っていただき、それを自分の周りの外国人につなぎ、その情報をまた知り合いの外国人につないでいただく。こうした非常に地道ながらも、手堅い方法が求められたと言えます。

次に、依頼体制についてお話しいたします。3月11日に震災が発生し、その日のうちにプログラムコーディネーターの杉澤さんの方から、コミュニティ通訳コースの修了者に連絡が入りました。そして実際に仙台国際交流協会から依頼があったのが、3月12日です。この依頼を受けて語学ボランティア登録者を中心に、コミュニティ通訳コース修了者を後々含む形で翻訳チームを結成するに至りました。そして翌日から作業をスタートということになりました。

では、具体的にどのような情報を翻訳したのか。先ほど司法、教育、行政、医療といった分野での知識が求められると申し上げましたが、このような流れで翻訳に対応しました。たとえば先ほどの4分野に鑑みて申し上げると、「医療」に分類するのが「病院」、「行政」に関するものが「市役所」、あとは「教育」に分類されるのが「児童施設」でしょう。

つまり、これを体系立ててとらえてみると、最初はいわゆる「ライフライン」に関連する、

つまり即時性が求められるような情報を翻訳していったことが明らかであると言えます。これが日を追うごとに、どのような特性になっていったかと申しますと、徐々に「長期的、公的なレベル」の情報へと翻訳の対象が変わっていきました。

具体的には、3月下旬になると、先ほどお伝えした全国機関の文書、つまり「放射線被曝に関する基礎知識」などを翻訳するようになりました。つまり長期的な日本での生活に関するさまざまな情報です。この時期には「入国管理局からのお知らせ」も翻訳しました。やはり在留資格、ビザの問題などを抱える外国人で不安に思う方がいらっしまったということでしょう。この後、またご説明いただきますが、「被災外国人のための電話法律相談」という通訳者を介した電話による法律相談が行われることになりましたので、そのチラシの翻訳も多言語で行いました。

つまり、3月下旬あたりからは、翻訳だけでなく、通訳に対するニーズが発生してきました。外国人の方たちが、今後の日本での生活に関する相談をしたいというニーズが発生してきたのです。この時期になると、日本での長期的な生活を見越した情報の入手が必要だったと言えると思います。

「迅速性」と「正確性」の確保

ここがひとつ核となることですが、実際に今回、翻訳支援活動に携わり、肝要だと思ったことは、「迅速性」と「正確性」の確保でした。これは今後コミュニティ通訳のカリキュラムなどを考えていく上でもひとつのポイントとなっていくはずですが、これを確保できるだけの技能を提供できるようにするということがひとつの目標になってくると思いますが、今回の震災時の通訳においては、特にこの二つの要素が特に問われたということが言えます。

緊急時には迅速なだけではなくて、やはり情報が特に正確に翻訳されていなければならない。これらの二つの要素を維持しながら翻訳を行うことは、それなりの心構えとスキルが求められたのです。まず「迅速性の達成」について申し上げますと、今回翻訳をするに当たり、全22言語のうち、日本語を抜いたとして21言語でチームを組んで対応しましたが、その際、各チームにおいてメンバー間で役割分担を行うようにし、迅速性を確保するよう努めました。たとえばある言語のチームの構成メンバーが5人いたとすると、1人は翻訳に専念し、残りのメンバーが、たとえば被災地域の固有名詞など、時間がかかるリサーチを担当するなどして、役割分担をすることで、各自迅速性を担保するようにしました。

もうひとつが「正確性の達成」です。これは翻訳された原稿を、第三者がダブル・チェックを入れることで達成するように努めました。これは災害時には特に言えることだと思いますが、やはりライフラインに関することであるがゆえに、正確性の確保できない場合は「翻訳を掲載しない」、そうした判断を下すようにしたことも、今回のひとつの大きな特徴だったと言えます。

平常時の経験の蓄積が肝要

重要なことは、やはり「平常時の経験の蓄積」です。これはたとえば通訳・翻訳のスキルという意味ではありません。先ほど来、申し上げているように、実際に早く正確に情報を翻訳し、発信するには、それをまとめるコーディネーション力が問われたわけです。

今回は全員がボランティアで参加しましたが、これもひとつ今後またこのような事態が発生した際に皆さんにお考えいただきたいことですが、本学の支援活動では、言語別の用語集を作成するようにしました。その際、その用語集をアップローダーに用意するとともに、翻訳済みの文書を原文とペアで同じアップローダーに上げました。今回は活動が開始された当日から参加した人もいれば、たとえば3月21日から途中参加した人もいます。ボランティアですので、参加時期が異なるわけですが、誰がいつ参加しても作業しやすいように、また用語の統一を図ることが正確性、迅速性の担保につながると考え、そのような情報共有を行ったわけです。

実際に翻訳の読み手、つまり受信者側にとっては、翻訳した人がプロであれ、ボランティアであれ、あるいは最初から参加した人であれ、後から加わった人であれ、そのような事情は関係なく、常に一貫したクオリティーを求めます。そうすると、ひとつのことばが数種類のことばに訳されている場合、あるいは翻訳した文書のスタイルが異なっている場合には、すぐに翻訳を理解してもらえないことが考えられます。それが命取りになる可能性も考慮しながら、翻訳支援体制の確立を行うにしました。私は本学で会議通訳も教えておりますが、これは学生が実習に当たる際、手際良く訳出できるようにするための準備方法のひとつであり、今回はこうした通訳教育でみられる手法を応用したと断言していいと思います。

また翻訳した情報については、センターのサイトや、その後立ちあがった専用ブログサイト以外にも、新聞やテレビなど、さまざまなメディアに取り上げていただき、だんだん広まってきました。サイトの利用実態については、抄録にも書いてあるのでご覧いただければと思います。

今回の活動の総括、問題点としては、やはり人的ソフトの確保が非常に難しかったことが挙げられます。これはこの震災に関してではなく、やはりコミュニティ通訳全般にも言えることかと思えます。やはり少数言語の場合、それなりの力量を持った人をいかに確保するか、養成していくかということが、現在日本全体に見られる問題だと思っています。

また今回は非常に長期的な支援活動が予想されました。2004年に起こった中越地震の場合は、プログラムコーディネーターの杉澤経子さんによれば、当時は11日間で今回と同様の支援活動の期間が終了したとのことでした。

ただ今回の場合は、放射線被害の影響もあり、我々もいつ、これがどこまで続くかということが分からず、そのまま活動していました。なおかつ、参加者の皆さんは通常の業務を抱えながら、いつまでこれが続くのか分からないという不安もありました。自分はできるだけ被災地のために何か力になりたいと思いながらも、やはり現実的なしらみで、それが難しい場合も多々ありました。そうしたジレンマを抱える参加者が多い中、いかにしてボランティア・マインドを維持させることができるのか。今回、これも非常に大きなポイントだったと言えます。

また何をもって活動を総括したか、4月3日にこの規模での支援活動を終了したかということですが、現実的なことを申し上げますと、これまで活動に携わってきた本学の教員も新学期が始まり、業務に追われることで、あるいは正確性を担保することが難しくなる場合が発生し得ること。あとやはりボランティア・マインドとも関連しますが、何をもって達成感を提供するかということ、いったんこの規模のプロジェクトとしての活動は止め、その後は個別に翻訳に対応する。そして今度は翻訳から、相談通訳に入れ替わるという方針をとることになりました。

最後になりますが、あらためて振り返ってみますと、やはりさまざまな分野での知識、すなわち行政、医療、司法、教育などの知識が総合的に求められたと言えます。あといかにこのような情報を広報していくのか。そして今後のコミュニティ通訳の役割に関しては、職業

的な観点、これがやはりボランティアなのか、プロなのかということがあります。ぜひこの点については、パネルディスカッションの際にお話をさせていただければと思っています。

■ 在留外国人の概況

関 引き続き、弁護士の関聡介です。よろしくお願いいたします。

本題に先だって、まず、在留外国人の状況全般について確認させていただきます。まず第1に、日本の在留外国人の数及び内訳などについてです。

私自身は弁護士になって19年目ですが、2年目ぐらいから外国人事件にもかかわる縁がたまたまできて、それからずっと継続的にやっています。この間、ずいぶんいろいろ変化はありましたが、やはり一番感じるのは在留外国人の方が増えたということです。

そのことは、法務省が2011年6月3日付けのプレスリリースという形でホームページ上(http://www.moj.go.jp/press_index.html)にて公表している「平成22年末現在における外国人登録者統計について」という資料を参照していただくとよくわかります。

この資料に含まれる外国人登録数の推移グラフに示される通り、日本の人口がずっと頭打ちであるにもかかわらず、外国人人口はずっと増えてきています。

ちなみに、このグラフに示された外国人登録数の推移において、直近の2年間で少し減っていることが気になる方もいるかもしれませんが、これはリーマンショックの影響と思われる。自動車工場等で大量の人員整理が行われましたが、真っ先に外国人が切られてしまい、帰国したことの影響が指摘されています。しかし、そういうことがあったにしても、全体的傾向としては順調に増えてきました。

外国人登録者数の国籍別比率についても、このプレスリリースに含まれるグラフをご覧ください。今は、中国国籍の方が一番多い比率を占めています。

また、プレスリリースには、都道府県別の外国人登録者数のグラフもあります。上位10都道府県に7割以上の外国人が偏在していることが特徴的です。これがなかなか対応を難しくしている原因でもあるわけです。

さらに、在留資格別の外国人登録者数のグラフを見ると、いわゆる”在日”の方である「特別永住者」のほかに、「(一般)永住者」「日本人の配偶者等」「永住者」「永住者の配偶者等」といった、永住・定住系の人たちがもうすでに六十数パーセントに達していることがわかります。したがって、「在留外国人」と言っても、日本に一時的に来ているのではなく、定着をしている方が中心であるという前提で議論を進めたいと思います。

前提としての話の第2として、東日本大震災の影響がどのように及んでいるのかという点も、確認しておきたいと思います。

この点に関しては、2011年7月29日付けの法務省プレスリリース「平成23年6月末現在における外国人登録者数について」をご参照いただきたいと思います。これは東日本大震災の影響を明らかにするために出された、臨時の速報値リリースです。昨年度と比べて、震災が起こったことによって外国人登録全体が減っていますが、特に被災3県に関しては約15%も外国人の登録が減ってしまったことが、ここでもわかります。

在留資格別に見ても、かなりいろいろ特徴があります。ご存じの方も多いかと思いますが、被災3県では、農林水産業に関して「技能実習」の在留資格で、かなりの外国人の方が働いていました。沿岸部の水産加工工場などでかなり技能実習生がいましたが、直接被災されて亡くなった方もいれば、国に帰ってしまった方もたくさんいるということで、たとえば技能実習生で見ると、大幅な減少が見られます。異常事態が起こったことが統計上もはっきりし

ているわけです。

また、国際結婚等によって被災3県で「日本人の配偶者等」として在留していた方もいますが、これも10%以上の減少率です。この間、被災3県を含めて外国人登録数はかなり増えてきたのですが、被災3県では、これがかなり深刻な被害を受けたということが、統計上も分かると思います。

利用者から見たコミュニティ通訳の現状と問題点

以下本題に入りますが、今述べた事実関係を一応の前提として、私の方からは利用者の側から見た司法通訳や法律相談通訳、すなわちここでいう“コミュニティ通訳”について少しお話をしたいと思います。

我々は、弁護士として、さまざまな場面で通訳の方のお世話になることがあります。特に苦勞することは通訳の手配ですが、その実情をお話し、それから手配に当たったの問題点、さらに、最近の状況+今後の展望——ということでお話を進めたいと思います。

まず、通訳の手配にはさまざまな場面があり、刑事事件、民事事件、それから普通の法律相談など、さまざまです。さらに、ここでは示してありませんが、入管事件があります。場面場面でさまざまな通訳の方が活躍をされています。

では、それらの方々はいったい現状でどのように手配されているのでしょうか。たとえば法廷通訳（裁判所で日本語を理解しない被告人などの事件が起こったときの通訳）は、裁判所がきちんと手配しているだろうと思われるかもしれませんが、しかし、実際にはそれが非常に心もとない状況であり、さまざまな問題点を指摘されながら、いまだにまったく資格制度もなく、裁判所が個別に何となく登録した人に、何となくお願いをしている状況です。しかも、実情としては、最初にわりあい簡単な事件の法廷通訳を一応やらせてみて、よくできた人にだんだん難しい事件をやらせるということであり、刑事事件をOJT（On the Job Training）に使っているという恐ろしい状況です。

実は、刑事事件をOJTに使うにあたって最も都合がよかったのは、単純オーバーステイ（在留資格が切れたのに日本に居残っている人の入管法など）の事件です。これについては、かつては、いちいち起訴して刑事裁判にしていたので、それが一番“練習台”としてよかったのです。当然、オーバーステイという内容だから被告人はほぼ全員認めているし、裁判は1回結審で、40分ぐらいで終わってしまうし、内容も難しくなく、練習台としてはうってつけだったのです。しかし、あまりにも無駄が多いので、だんだんそのオーバーステイも起訴しないで、直接入管に送る実務になってきました。その結果、練習する場がなくなってしまったというのが、現状です。そういうことも含めて、かなり心もとない状況の中で法廷通訳は運用されています。

また、警察、検察での取り調べですが、外国人に関しては今、検察庁なり警察が直接依頼した通訳人が取り調べに立ち会っているわけですが、これについても、まったく何の資格制度也没有ありません。これは各警察や検察庁が自分のところで持っている名簿に従って捜査通訳人を適当に選んでいます、非常に問題点が多いと考えられます。

他方、我々弁護士においては、当番弁護士制度を運用しており、東京では登録弁護士に2～3カ月に1回ぐらいは当番が回ってきて、どこかの警察署に派遣されるわけです。派遣依頼当日中に、捕まってしまった人と接見しますが、それが外国人事件だと通訳人と一緒に接見に行きます。これも、弁護士会が作った通訳人名簿に基づいて通訳人を1人同行していますが、やはりまったく何の資格制度もなく、弁護士会の中で何となく蓄積されてきた通訳人

名簿に基づいて手配されているのが実情です。

民事裁判から各種の法律相談も通訳手配の実情は同様ということであり、非常に問題点が多いと言えます。資格制度もなければ、手配方法も確立してないまま、大きな問題を抱えつつも、この数十年間、まったく改善の措置がとられないままできていることをご紹介します。

そういう条件下で、我々もいろいろな通訳の方が必要になるたびに、個別に手配をしているわけですが、実際なかなか難しい点が多いと感じます。個別に通訳の方を手配するに当たっては、いろいろなことを条件として考えなければいけません。たとえば言語の種類としてはなるべく相談者の第1言語＝最も得意な言語の通訳を用意したいけれども、少数言語の場合はそれがなかなか見付からないという問題もあります。

通訳の能力については、本当は資格制度があれば安心してお願いできますが、残念ながら今、通訳案内士という資格はあるものの、これはどちらかと言うと観光客用という側面が強く、かつごく一部の言語にしかない資格で、それ以外の資格は実質的にはまだ確立されていないと思われまます。そうすると、語学力があるかないかという点も、使う側がチェックをせざるを得ない。前回使って、あの人はなかなかよかったからというような、非常にあいまいなレベルでお願いすることになります。

なお、語学力に加え、仮に司法通訳的なことをやるのであれば、必ず法的知識がある程度ないといけません。たとえば逮捕と勾留の区別がまったく分からないという状況下で取り調べの通訳をやったり、当番弁護士の通訳をやったりすると、実際には正確な通訳ができないわけです。とはいえ、語学力と法的な知識を兼ね備えた人材は日本ではなかなかいないということで、これも悩みどころです。

さらに、本国の文化、制度への理解という問題もあります。事案によっては、相談者の本国の特殊な事情や制度や習慣などを理解しないと、通訳がうまくできないようなケースもあります。日本でもっばら語学だけを単純に勉強したという方が通訳としてうまく機能できない場面も、何回か目にしたことがあります。

それでは、今まで申し上げたような条件をまずチェックすれば万全か、というと、これがまたそうとは限りません。条件をチェックして、適当な方を選んだつもりでも、現場でうまくいかないということがあります。

たとえば、何らかの形で相談者の方と利害関係があることが判明した場合、中立的な通訳をすることが、そもそも難しいという問題があります。あるいは、非常にサービス精神旺盛な通訳人が、弁護士の質問内容が分かりにくいと、すごく分かりやすくまとめて相談者に対して通訳したり、あとは相談者の回答があまりにもめっちゃくちゃだと、相談者をしかりつけて、もう少しちゃんと話せと言ってから、弁護士にはきれいな日本語で言い換えた回答を伝えてくる、といった例もあります。そういうところも通訳の利用者側から見た悩みどころであり、お願いして直していただく場面もありますが、通訳人としての実力があればあるほど、そういう方向に流れやすいこともあります。

さらに、いくつか条件が掲げられていますが、通訳料についても、何の基準もありませんので、非常に価格設定が難しいです。また、通訳人がとても忙しい方だと通訳の予定が入らないなど、もろもろの問題があります。こういう条件をいろいろ考えながら、個別に手配しているのが現状です。

コミュニティ通訳に関する近時のトピックス

最後に、コミュニティ通訳を巡る最近のトピックをいくつかご紹介したいと思います。

今、お話ししたように、我々使う側から見た通訳問題はこの数十年間、ほとんど進歩がありません。ずっとこんな形でアナログ的な個別手配をしています。とはいえ、全く何も変化がないかという、最近起こった出来事によって、いろいろ今後変化が出てくるだろうと思われる部分があります。それを少しご紹介したいと思います。

まず、第1に東日本大震災ですが、突然起こったことであったものの、特に翻訳に関しては先ほど内藤さんからご紹介があったように、驚異的な迅速さで対応がなされ、私たちも本当にびっくりし、感動しました。逆に弁護士の方の出足はなかなか遅くて、残念ながら外国人向けの——要するに多言語対応の——電話相談（「外国人のための東日本大震災電話相談」主催＝日本弁護士連合会・関東弁護士会連合会・東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会、通訳協力＝東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター）ができたのが3月29日からということで、だいぶ出遅れています。

3月29日からほぼ6カ月間やった電話ですが、必ずしも相談件数が多かったわけではありませんが、それなりに多様な国籍の方から多種多様な相談が寄せられました。その際にはチラシを作成しましたが、多言語で書かれており、何回かバージョンアップしています。このチラシの翻訳も東京外国語大学の多言語・多文化教育研究センターにお願いしてやっていただき、その結果、多言語対応のチラシと通訳体制を構築した形で電話相談を行うことができました。通訳人に関しては18言語＝37名（このかなり多くの部分は東京外国語大学の手配）という形でご活躍いただきました。こういう形で、ひとつ大きなコラボレーションが実現したことには大きな意義があります。

もうひとつ、この震災電話相談の特徴として挙げられることは、電話通訳がトリオフォンという電話システムを使って実現した点です。つまり、相談者の方が弁護士会の相談センターに電話をかけてくると、そこには一応弁護士が当番で座っていますから、電話を取って何語ですかと聞きます。それを教えてもらおうと、今度はいったん電話を保留にして、弁護士が協力通訳人にとこころに電話をかけます。通訳人に電話がつながるともう1回スイッチを押すと、3者通話ができるというシステムなので、その電話だけで3人で会話をすることができます。このように、通訳人の方はどこにいても携帯電話で通訳を行うことができたので、そのおかげで対応の幅が広がったという点がよかったと思います。もちろん、電話により3者で話することに限界はありますが、やらないよりはずっといいし、ひとつの成果だと思っています。

次に、第2のトピックとしては、弁護士会の法律相談センター等による法律相談件数低迷をレジュメで挙げておきました。

このところ、弁護士会も法律相談センターで外国人法律相談もやっていますが、来所相談者がだんだん減っているという問題点を抱えています。これは、不法滞在者半減5カ年計画（法務省入国管理局・東京入国管理局・東京都・警視庁「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」<2003年10月17日>）の影響もあると思われます。すなわち、街なかでの職務質問の状況がひどく、“外見が外国人的”というだけで、駅のコンコースにおいてまで、無差別的な職務の対象とされて逮捕されるという時代が5年間ぐらい続いたことの影響もあり、多くの外国人が外出したげらないという事態も影響していると思われます。従って、今後は電話もやはり有効なアクセス手段になるだろうということで、今回の経験を生かしていったらどうかと思っています。

3番目のトピックとしてあげたのは、長年対立をしてきた日弁連と法務省の間で、入管収容問題に関する協議が最近始まったということです。この1年ぐらい、私も日弁連側の代表

で会議に出っていますが、法務省入国管理局側の考え方がぐっと変わって、弁護士が協力してくれるケースについては、入管収容された外国人について仮放免を積極的にするという方向で申し合わせもできました。その申し合わせは去年の秋から運用されています。

ただ、被収容者と弁護士との“出会いの場”がないということで、収容施設への出張法律相談などもあわせて実施されるようになり、今、全国3カ所の「入国管理センター」と、東京入管、名古屋入管、大阪入管という3大入管の収容場においては、出張法律相談できる枠組みが始まったという状況にあります。こういう点でもまた必要とされる通訳人数は増えてくるだろうと思っています。

最後の4番目のトピックとして、取り調べの“可視化”という話があります。縁があまりないかもしれませんが、新聞でも報じられている通り、地検の特捜部でいろいろ問題が起こったこと等をきっかけに、取り調べのビデオ録画を全面的に導入するかどうか議論されています。一部試行が始まっている部分もあります。

この可視化が全面実施されると、捜査通訳が通訳している場面が全部ビデオに録画されることとなります。今まで密室で何も記録が残っていなかったのに、全部あからさまに残ってしまいます。通訳に加わるプレッシャーが非常に強くなり、それだったら受けたくないという人も出てくるかもしれないし、受ける人はかなり腕に自信があるということになってくるでしょう。いずれにせよ、おそらく捜査通訳人に資格制度がないと”事故”が起こる、ということが、だんだん認識されてくるのではないかと思います。

なお、裁判員裁判が導入され、法廷通訳人の仕事として、裁判員裁判の通訳も出てきました。これもやはり法廷通訳にとっては、最も重い、プレッシャーの大きい仕事ということになっています。それをきっかけに、いよいよ法廷通訳人の資格制度の必要性が認識されてくるのではないかと思います。

以上、話としてはばらばらで分かりにくかったかもしれませんが、一応利用者の側から見た問題点と最近の出来事をご紹介させていただきました。ありがとうございました。

武田 ありがとうございます。それを受けまして、内藤さんからコメントをいただけますでしょうか。

■「コミュニティ通訳コース」の概要と基本理念

内藤 先ほど私の方から、どのようにしてコミュニティ通訳者がコース修了後に活躍、活動していくかということを伝えさせていただき、その後、関さんの方から「被災外国人のための電話法律相談」での活動についてもお話をいただきましたが、コミュニティ通訳コースはどういうものなのかを、あらためて説明させていただきたいと思います。

通訳者に求められることは技能だけではなく、さまざまな背景知識だと私たちは考えています。コミュニティ通訳コースは2年目となりますが、毎年夏から秋にかけて、本学で開講しています。

具体的には、たとえば「言語と文化」です。言語だけではなく、やはり文化に関する知識がなければ、当然通訳ないし翻訳はできないという理解の下、多文化社会における文化についての授業や、多言語・多文化社会論、ないし多言語・多文化社会実践論なども用意されています。これは実はもうひとつ同時に開講している「多文化社会コーディネーターコース」との共通必修専門科目ですが、こちらをまず受講して、日本が現在置かれている多言語・多文化化の状況を本学の教員により詳しくレクチャーを受け、その後、コミュニティ通訳コー

スのみ個別に、通訳技能に関する授業を履修していただくことになっています。2012年度は8月24日から27日に共通専門必修科目、その後、通訳に特化したものが9月21日から23日まで開講される予定です。

一貫して考えているのは、コミュニティ通訳者に求められる役割は何なのかということです。単に知識を植え付けるだけでなく、そうした知識をもとにして、日本では歴史があまりないコミュニティ通訳という分野で、自身が活躍、活動する上で、どのような役割を果たすべきなのかという点を探っていくことがひとつのポイントになっています。

また背景知識の獲得も重要ですが、そうした知識を体得した上で、まず実際に通訳や翻訳をしてみなければならぬ、つまり「場数を踏む」ということも、大きなテーマに据えています。そして、それを航空会社のマイレージの仕組みと似たような仕組みですが、コース修了生にはマイレージという形で自身の活動実績を蓄積していくことを求めています。

具体的にどういうことかと申しますと、これはまた後ほどの議論になると思いますが、実際に通訳者と一緒に仕事をした弁護士会であれば、弁護士会の先生に通訳者の評価をしていただく。それは内容面、およびデリバリー面、つまりプロとしての振る舞い、その2つのポイントから通訳者の評価をしていただきます。同時に、実際に業務に当たった通訳者あるいは翻訳者にも、自身の業務を自己評価するという仕組みを整えています。ですから、通訳・翻訳業務に当たっても、それで終わりというのではなく、実際に他者、そして自己による業務評価を徹底して行い、それらを蓄積し、それを経験知としていくという仕組みを構築しています。

さらに、それを「コミュニティ通訳協働実践型研究会」という、現時点ではコース修了生を対象とした研究会を通して、通訳事例の研究を行っています。書籍に書かれている理論ではなく、実際に自らが経験したことをディスカッションにより共有し、そこから見えてくるコミュニティ通訳者の役割を追求していくことを課題にしています。実際の業務を通して、コミュニティ通訳者の役割、および社会的な意義を自発的に考察するというサイクルを構築していくことが肝要です。

コミュニティ通訳コースは昨年度から始まりましたが、次にその1期生である佐藤さんに、コースを受講して具体的にどのようなことを感じたか、実際にその後の業務を通じて、コースで教わったことと違うことがあったか、あるいは何か改善することがあるかなど、そのような点も踏まえて発表していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

■「コミュニティ通訳コース」修了生の視点

佐藤 皆さん、おはようございます。コミュニティ通訳コース1期生の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。パネルディスカッションということなのですが、全体報告より、実際に私が感じた課題のリストアップになるのではないかと思います。

まず、コミュニティ通訳コースを受ける前の気持ちからお話しさせていただきたいと思います。

私は現在、JETプログラムの国際交流員として日本にきています。その関係で長浜市で勤めさせ、国際交流員業務の中に窓口で通訳することが多々あります。長浜市の場合はブラジル人市民が他の国籍と比べ、7割弱の割合を示しています。

私の日常では外国人市民窓口で通訳しながら対応をすることが多いのですが、実際にどのようにその業務を果たせばいいのか、具体的にいろいろな疑問を抱いていました。そこで、初めて東京外国語大学のコミュニティ通訳コースのことを知り、受講してみようと思い、1

期生として受講しました。

コミュニティ通訳を受ける前には大きく思っていた課題は3つありました。

まずは、通訳そのものと技法です。コミュニティ通訳というのは「実際にどんなものなのか」、「それぞれの場面ではどの対応が必要になるのか」、「どんな技法を使えばいいのか」など、様々な不安がありました。コミュニティ通訳コースを受ける前に、いろいろ調べましたが、やはり、会議通訳技法の資料がほとんどでした。その中に、ひとつの技法として、1人称を使う通訳が基本であることが何度も読みましたが、現場では、本当にそれではいいのか、自分の中では疑いました。

2つ目の課題は、窓口のサービスを受ける外国人市民と職員の間知識等のギャップが非常に大きいということです。たとえば、「外国人が制度をよく理解していない時、通訳の最中に介入し、説明するべきか」などの疑問がありました。

3つ目には、言語力以外に何が必要なのか。本当に言語力だけでいいのか。ポルトガル語と日本語が話せるという理由だけでは、「コミュニティ通訳の業務ができるのか」という疑問がありました。その3つの課題を抱えながら、コミュニティ通訳コースを受講しました。受講することにより、専門性の築きにつながり、課題の解決ができると思っていました。コースでは、いろいろな技法や基礎知識等を勉強させていただきました。しかし、現場に戻り、学んだ内容をすべて実際に使えることはできませんでした。もちろん、「参考になった」、「なるほど」というものが多かったのですが、使えなかった技法などもありました。

コース修了後、長浜市の窓口だけでなく、法律相談会に参加させていただき、いくつかの実践がありました。その中に司法分野の翻訳もさせていただきました。

通訳実践者としての省察

しかし、通訳者として、クライアントの期待に応えたのか、という省察を毎回行うことにしました。

私はブラジルの司法分野の出身です。事例を述べると、コース後、弁護士契約の翻訳をさせていただきましたが、外国人があの記事を読むと、本当に理解しているのか、または依頼者の弁護士側が、私の翻訳を100%信頼しているのか、多少の不安を感じました。しかし、一番大きな不安は、やはり、最終的に確認する人がいなく、私の翻訳を信頼することしかないという責任でした。

特にポルトガル語の司法通訳と翻訳には、参考になる資料が少ないです。司法だけではなく、コミュニティ通訳全体の各専門分野（医療、教育など）の事例があまり発表されていないため、実際にはどんな技法が使われているのかなどの情報がほとんどありません。

こんな環境の中でコミュニティ通訳の業務に関わっている通訳者には、正確性が求められているのももちろんであり、日々の不安です。

正確性を求められている一方、通訳あるいは翻訳に問題が発生した時点には、誰が責任を負うのか、これはまた課題だと思います。

私の場合、自治体関係に勤めていますので、もちろん、その分の責任はありますが、たとえば無償であるボランティアの通訳になると、問題が発生した場合、責任を問われるのか。コミュニティ通訳に関する制度がないため、通訳者には、大きな負担を負うしかないのか。正直、自信を持って通訳業務を果たす環境ではないと思います。

言語力に関して、私は母国語であるポルトガル語に関して自信はありますが、ネイティブと同じく、日本語は100%できない面があります。言語力の問題にプラスして、専門の知識

が求められることとなると、やはり不安になります。

また、私の出身分野である司法以外の分野、つまり、医療や教育の場面など、いろいろな場面で本当に専門用語を理解しているとは、正直言えません。

事例として、さまざまな制度に関して、通訳や翻訳の場合、日本とブラジルの制度を比較しながら翻訳や通訳をしています。たとえば「離婚」という言葉と制度。ポルトガル語の法律の中に出てくる単語を使うところがありますが、やはり細かいところでは違いがあり、これでいいのか、非常に不安に感じています。

コミュニティ通訳の視点に基づく「災害と多文化共生」

今回の全国フォーラムのテーマである、災害と多文化共生について、コミュニティ通訳の観点からひとつ、付加したいものがあります。震災が発生した場面を考えると、実際に私も外国人として、ブラジル人として、個人的にさまざまな思いがあります。東日本大震災当時を思い出すと、やはり、あの時、さまざまな気持ちが表に出てしまい、本来冷静に通訳を行う必要があることは理解していても、実際に通訳ができるのかという不安がありました。

当時、長浜市の相談窓口に外国人がたくさんいらっしゃって、その中には「放射線はどうなっているのか」、「福島はどこですか」という単純な質問から、「マイクロシーベルトとは何ですか」という難しい質問や相談もありました。しかし、実際に外国人が求めていた答えは、単に「大丈夫ですよ」という一言ではなかったのかと、自分を何度も疑いました。つまりコミュニティ通訳以外に、相談や外国人対応の中には、正確な情報ではなく、話し相手やさまざまな不安を打ち明ける場所を求めていたのではないかと感じました。このような場面では、プロの通訳者として、自分の気持ちをどこまで抑えればいいのかということを感じました。

災害という異常な場面で通訳を行うのは、感情との戦いであります。しかし、日常的な話に戻りますと、一般人が弁護士と相談すること自体はあまり変わりません。つまり、緊張や不安、さまざまな気持ちが現れます。また、日本の国際化がいくら進んでいるとはいえ、一般の人々には、普段の生活では、外国人と話す機会はあまりありません。

つまり、それぞれの通訳の場面では、本番に入る前には、それぞれクライアントと外国人に「本日の通訳では、1人称を使います」と伝えていても、実際に本番に入ると、特に一般の外国人は通訳を通してコミュニケーションをとることに慣れていないため、「弁護士にこう言ってください」、「職員にこれを説明してください」など、明らかに感情や緊張が現れるケースがあります。

そんな時、「1人称を使います」と説明した通訳者は、それぞれの発言の意味を考えながら訳すべきか、それとも無視すればいいのか、戸惑うときがあります。

それ以外に、同じ言語、同じ文化の者同士がコミュニケーションをとると、表情などで、相手の理解どや興味を読み取ることができます。しかし、違う文化の場合、表情なども異なることがあります。たとえば会話中に目を合わさない文化と、そうではない文化圏。その時、コミュニティ通訳として、それぞれの気持ちも「通訳」するべきなのでしょう。

私の場合、ポルトガル語を使いながら、ブラジル人の対応をするのがほとんどです。つまり、私がよく理解できる同じブラジル人が相手だと、発音のニュアンス、語彙の選び方、表情などにより、相手の気持ちを読みとることができます。しかし、たとえば英語圏の通訳はさまざまな国や文化の人が対象になるので、ここまで文化の通訳ができるわけではないと思います。

司法通訳の場面に戻りますと、もうひとつ大きな課題になるのは、時間の制限です。通訳

を通して話をすると時間が半分になります。今までの経験では、なぜか司法通訳になると、制度の説明から始まり、雑談に発展したケースが多くありました。

実際に会議通訳だと、ある程度、台本があり、何を話すのかは決まっていますが、司法通訳になると、実際の弁護士の前に経つと、緊張のあまり、自分が何を言いたいかわからなくなり、本題からずれることがあります。法律相談や法テラスを使ったとき、雑談がメインになった時、注意するべきか、それとも弁護士の判断に任せればいいのか、通訳者として、非常に悩みます。

ここで、もうひとつ取り上げさせていただきたい課題は、個人情報についての課題です。場合によっては、外国人コミュニティはそれほど大きなものではなく、さまざまな情報が漏れやすいと思います。実際に個人情報を守りたいと言っても、みんなに知られているという問題が、コミュニティ通訳協働実践型研究会に課題として取り上げたことがあります。私の現場に個人情報の問題に関する事例がいくつかあります。個人情報が漏れやすい環境では、どのように中立性を守るべきかの結論はまだ出すことができません。

いくつかの課題の中には、やはり最後にコミュニティ通訳の制度やルール化に関して、先ほども申したように、万一何かあったら誰が責任を取るかということについて、何かしらの保証はぜひ付けてほしいという気持ちです。しかし保証のため、プラス通訳料の話になると、外国人市民の現実を考えると、難しい問題になるのではないかだと思います。もちろん、我々、東京外国語大学のコミュニティ通訳コース修了者には、アカデミックな世界だけではなく、実践を踏まえながら、知識を得たものには、ある程度の差をつけるのは悪いことではないと思います。責任のある一方、保証も必要だと思います。現実では、ボランティアで活動する通訳が多くいますが、これでは生活が成り立たないため、プロ化を目指す上でも保証は重要だと思います。

■ コミュニティ通訳の問題点、および制度構築の必要性

武田 佐藤さん、ありがとうございます。では、ここからは自由な形で討論を進めてまいりたいと思います。これまでそれぞれの立場から、いろいろご報告をいただきました。まず現状のご紹介と、それから震災ボランティアをされてきた経験から、いろいろな課題が見えてきたということ、そして震災ボランティアばかりではなくて、弁護士の立場からの課題、あるいは通訳をする側、そして依頼した側の課題もいろいろと抽出していただきましたが、そのあたりを少し整理していきたいと思います。

たとえば人的リソースの確保という話がありましたが、人的リソースにしても、いろいろな観点から見ていくことができます。たとえば、それは質の保証ということからも見る必要がありますし、どうやって養成していくかという人材育成的な側面もある。質の保証という意味では、それは認定の問題につながります。また担保というと、人数を確保するというふうにも取れるわけで、人材を常にストックしておくかという問題が生じます。さらに通訳や翻訳のチェックが必要であるということは、やはり質の保証につながります。そしてそれを誰がチェックをするのかということになると、制度の問題になるわけです。

今、お三方からさまざまな課題を出していただきましたが、それらは大きく2つの面から考えられるかと思います。ひとつはコミュニティ通訳そのものの問題、そしてもうひとつは制度の構築という問題です。

これを具体的にみますと、たとえば先ほど関さんがご紹介してくださった問題点は、資料に整理されています。たとえば「通訳の資質、能力」とありますが、この課題のところをみ

ますと、通訳そのものの資質に関わるものもあれば、能力をつけたときに、それをどうやって評価するべきかというものもあることがわかります。

それから「通訳の態度・立場」は、通訳者自身にかかわることですが、これをどのように身に付けていくかという問題にもなります。また「通訳の契約の条件」については、制度が密接に関わってきます。つまり課題としても、これだけのものが挙げられるわけで、これらの課題は、今申し上げた2つの側面が重なり合って現れているということが出来るかと思えます。

ということで、これからは、議論をこの2つの観点から進めていきたいと思いますが、まずは制度をとりあげてまいります。

制度になりますと、まずクローズアップされてくるのが資格制度です。関さんの資料には「資格制度が存在しない」と書かれています。そこで関さんにお伺いしたいのですが、制度の問題となりますと、資格制度ばかりではなくて、いろいろな制度が絡み合っているにもかかわらず、とりわけ資格がクローズアップされてくる傾向があると思うのですが、まず制度としては、どのような問題があるのでしょうか。

関

まずひとつは、「資格」です。本来であれば、司法通訳などについて国家資格がつけられればよかったと思います。しかし、この数十年間、ずっと日本政府はこの問題を無視して、司法通訳制度も何もつくりませんでした。残念ながら期待はできません。

そうすると逆に、使う側からすると、たとえば「東京外国語大学のコミュニティ通訳コース修了」というだけでも、ひとつの安心材料であり、(十分でないかもしれないけれども)通訳人のタイトル(経歴)としては、それがあるとないとはやはり違うわけです。

それをもう少しレベルの高いものにして、民間レベルの資格認定制度みたいなものをつくっていただければ非常にうれしいし、東京外国語大学が主導してそれをやる価値は十分にあると思います。その際に、単に語学力だけではなく、文化的な背景や通訳倫理なども勉強していただき、司法通訳になる方については、弁護士会とコラボレーションして、弁護士会側も少しノウハウを注入して、一緒に認定制度を運用していくなど、いろいろやり方があると思います。

第2点は、「出会いの場」です。先ほど佐藤さんから「プロとして食っていくのは難しい」という趣旨の話もありましたが、逆に通訳を使う側からすれば、どこに行けば、よい通訳が見つかるのかわからない、という問題があります。その出会いの場、すなわち通訳とプロの仕事をやりたいという人と、通訳を依頼したいというユーザー側とを合わせるような仕組みをコーディネートできる事務局のようなものがあれば、制度としてだいぶ違うと思います。

第3点は細かいことですが、通訳事故への手当てです。先ほど佐藤さんの話で、「何か事故が起こったら」ということがありましたが、やはり誤訳は絶対生じるわけで、事故は完全には避けられない。一定数必ず起きますから、中長期的に見たら、たとえば事務局側で登録した通訳人が起こした誤訳事故に関しては、保険でカバーする、といったことをやっていけば良いのではないかと思います。

武田

ありがとうございます。今、認定制度、それから事務局、保険制度と言っていたいただきましたが、そこら辺はすべて1カ所になりますか、それともそれぞれ別々がいいのでしょうか。

■ 認定制度の構築における望ましい役割分担

内藤 1カ所であれば、なるべくそれは誰にとっても便利で、利便性が高いと言えそうですが、やはりそれぞれ役割分担する必要もあります。ですから、たとえば認定制度の話にしても、これは実際にコミュニティ通訳コースを始める際、そして現在も抱えているひとつの課題でもあります。当然コミュニティ通訳者として必要なものに知識、そして言語技能があると思います。ただ言語技能をどうやって今、測っているかという点、基本的には受講希望者をたとえば電話で面談するのではなく、翻訳面での力量をチェックしかできていないのが実情です。

これはコースの運営とも関係することですが、語学面での担保をしっかりと強化していく必要があると思っています。なぜその話を申し上げたかという点、たとえば今、関さんのおっしゃった本学とのコラボレーションの仕組みについても、たとえば東京外国語大学では通訳者の語学力、特にオーラル面での言語能力を担保する仕組みを作成する。

一方、たとえば司法分野に領域を限定するのであれば日弁連、あるいは弁護士会の方で法律面に関する能力をチェックする仕組みを作っていただく。そうすれば、通訳行為に必要な言語、そして知識面、その両方からそれぞれの持ち味や、得意なところを生かしながら仕組みを作っていくことが可能となります。

認定制度を整備するタイミングについては、かなり議論が必要となると思います。しかしたとえば現在のコミュニティ通訳コースの修了生を対象に、たとえばコースを修了した人が受ける資格、より地道に同じ志を持った人が堅実に業務に当たることのできる方法ではないかと、今、お話を伺って期待を抱いた次第です。

武田 認定制度について、役割分担が必要だということをお話いただきましたが、それらはネットワーク的につながっていればいいのでしょうか。

関 認定制度は、使う側からすれば、ちゃんと認定さえされていればどこに置かれていても構いません。他方、事務局的なものに関しては、やはりアクセスの問題なので、なるべくワン・ストップ・サービス——ここにアクセスすれば通訳人を紹介してもらえし、そこの登録通訳は基本的に間違いがない人だ——という感じで使えば、便利です。また、料金面でも、標準的な金額や条件が、たとえば司法通訳ならこの程度、医療通訳ならこの程度と、事務局によって決められていれば、とても使いやすくなります。保険については、事務局で一括して団体加入できればいい気がします。

武田 素人の反応で恐縮ですが、事務局は日本で1カ所の方がいいのか、数カ所の方がいいのか、どちらだと思いますか。

関 利用者がいちいち事務局に訪ねて行かないとサービスを利用できないとなると、事務局が全国に相当数ないと困るということがあります。しかし、今の時代、ホームページがあればいいとも言えます。長距離電話も市内通話と大差なくなっているの、コールセンター的なものが1カ所あればいいとも言えます。

武田 何か統一されたようなシステムが日本にあって、もちろん分局はあってもけれど、事務局としてはひとつの方がいいと。

関 おそらくそうではないかと思っています。たとえば、ホームページ上で、登録通訳人の名前や条件が書いてあって、明日空いている通訳人が表示されていて、その中から選んでクリックすると予約ができる——というぐらいまでいったら、事務局の負担も減ります。

内藤 現実的なことを考えると、たとえば日弁連と外語大が何かやるということ考えた場合、本当に地道なことからということで、全国規模を考える段階では正直ないとは思いますが。

ただやはり重要なことは、そういった点を考えなければいけないのは、確かにインターネット

ト上にたとえば通訳者、翻訳者が登録していて、そこを見た人が依頼をするというのは、たとえば会員制度でもありますが、やはり重要なのはマッチングだと思います。つまり本当に自分が求めているような通訳者を的確に探すことができるかどうか。単にアベイラビリティの問題だけではなく、通訳者としての能力や立ち振る舞いなどについても、マッチングの際には考慮されなければなりません。それは逆に、どうそれらの要素を認定制度の中で評価していくかということに絡むと思います。

たとえば英語の場合は、TOEICで何点を取得した、などという要件からは見えない部分が通訳者にはあると思います。通訳者と相談者の関係性もあると思いますし、通訳者と弁護士の関係性の問題もあります。微妙なコミュニケーションを的確に通訳することが、コミュニティ通訳においては求められますので、一概にこの人はいいからと機械的に人選を行うことはしにくいということを考えておかなければなりません。

■ 知識、言語技能以外に必要な要素

武田 チームと認定制度はずいぶん深くかかわっていくことになって、その延長でお聞きしたいのですが、認定制度については今のところ、語学面と知識面が話に出てきていますが、ほかにどういう要素が必要になっていくのでしょうか。

内藤 具体的な認定基準は、まさにこれからカリキュラム開発をしていく上で、考えていかなければならないことだと思います。たとえば本学で同じオープンアカデミーの一環として昨年度開講された「国際医療通訳講座」では、受講希望者に通訳言語で話してもらい、その能力を専門家がチェックするという仕組みを取りました。

ただ先ほど申し上げた講座では、英語、中国語、ロシア語が対象となりましたが、コミュニティ通訳の場合は、むしろそれ以外の言語の数が多く、たとえば使用する言語に関して、いつ誰がどのタイミングで的確な評価を行うのか。たとえば外語大の教員同士が集まって、そのあたり基準について話し合うことが今後必要となってくると思います。

あと知識面に関しても、たとえば司法に限定して何かできそうということで、現実的にコミュニティ通訳コースの修了者も今、弁護士の相談会で通訳者としての活動の場を広げていくことが多いと思います。ただ相談通訳は先ほど申し上げたように、司法や教育、行政、医療など、さまざまな分野での基本的知識が求められます。ですから司法に限らず、行政、教育、医療など、幅広い知識が全体的に求められると思います。

武田 佐藤さんはそれについて何かありませんか。

佐藤 コミュニティ通訳として、最低限さまざまな分野の基礎知識が求められることは当然だと思いますが、できたらコミュニティ通訳を全体的に学んで、その中でどこかの分野を絞ってプロを目指すことが絶対に必要ではないかと思います。特に司法通訳に関しては、最近、在留カードの制度が変わるということで、さまざまな団体などからチラシやパンフレットが出ています。私はいろいろ調べてみましたが、明らかに翻訳者が制度自体を分かってないと読み取れるものがあります。それはもちろん日常知識を超えたものであっても、翻訳の責任を守る必要があります。特に刑事などに絡む話があり、ブラジルの法律家から見ると、文章を書いた人は明らかに制度を理解していないものがあります。つまり、コミュニティ通訳に望ましい形は、相談窓口の業務等に必要な基礎知識にプラスひとつの専門分野の知識を深めながら、プロ化をめざし、もっと正確な翻訳ができるのではないかと思います。

武田 こうやって話していると、認定制度についても現実味が帯びてくるような感じがありますが、認定するためには語学面、法律面への配慮も必要だということで、いろいろとコラボが出て

きそうですが、たとえばコラボをするときにはどういった形態が考えられますか。大学そのものができるのは、おそらく弁護士会にできないところだとは思いますが。

関 認定制度をもしやるのであれば、せっかくだから「東京外国語大学」という名前は何らかの形で入れた方が世の中の的には通りがいい、とユーザーの立場からは思います。語学の世界における東京外国語大学のネームバリューは大きいと思うので……。もし、直接に「東京外国語大学」の名前を使いにくい、ということでしたら、関連の別組織を作ることも考えられます。たとえば、ちなみに、日本弁護士連合会は今、「日弁連法務研究財団」という財団法人を持っていて、ロースクールの適性試験や認証評価の業務の受け皿としていますが、その財団が通訳の養成や認定業務などをやっても別に構わないと思うので、受け皿になることもあり得るだろうと思います。いずれせよ、司法通訳分野の認定制度に関しては、東京外国語大学（ないし、その関連団体）+日弁連みたいな受け皿が考えられるでしょう。

他方、医療通訳の認定制度だったら、また別に考えられます。たとえば、「多文化間精神医学会」という学会の先生方と私もお付き合いがありますが、メンバーの方々はとてもやる気が充実していて、入管施設の医療への協力なども、その学会の先生が受けてくれてやるようになっていきます。医療通訳の認定制度だったら、たとえばそういう学会とコラボレーションでやることも考えられます。

ところで、資格の呼称としては、単に「コミュニティ通訳」という呼称だと、残念ながら漠然としていて、利用者側からよく分からないと思います。せめて、「コミュニティ通訳（司法通訳コース修了）」とか、単に「司法通訳」という資格呼称の方が、世の中ではたぶん通りやすいです。

武田 コミュニティ通訳の資格は難しいというか、漠然としているのであまり通りにくいということですね。

関 まず、各資格共通の基本的な土台として「コミュニティ通訳」課程修了という資格認定することは良いことだと思います。それにより、利用者からは、一定のクオリティーは保たれているとわかると思います。さらに、専門性というところになると、その上乘せで、「司法通訳」「医療通訳」などの認定をすれば、「臨床心理士」などと同様、民間資格とはいえ大きな影響力を持つ資格になれる可能性が大きいと思われるので、分野別に分かりやすい名前を資格に付けた方がありがたいです。

■ 大学がコミュニティ通訳者を養成する意義

武田 そうすると、東京外国語大学のたとえば専門を持った団体等が集まって、ひとつの集合団体のようなもの、NPO でもいいですが、それでやっていくことも可能かもしれません。

先ほど整理いたしましたように、課題にも2つの側面ありますので、このあたりでもうひとつの方の側面に移らせていただきたいと思います。今度は通訳者そのものに関することです。通訳者自身といいますと、どうしてもいかに養成するか、あるいはどういった資質が必要かという議論になります。現在、東京外国語大学は、コミュニティ通訳講座を実施していますが、巷には語学系の専門学校がいっぱいあります。そういうのをみるたびにいつも私の頭の中で渦巻く疑問は、いったいそうした通訳講座を大学でやることに意味があるのだろうかということ。通訳学校ではなくて、大学がやる意味があるのだろうか。実はこの疑問はコミュニティ通訳ばかりではなく、本学で常に、おそらく100年近く取り巻いている問題で、東京外国語大学が教えているのは外国語だけではなく、専門分野も教えていることをいかに認識してもらおうかということは常に悩みの種でした。このたび東京外国語大学は改編

を実施し、二学部に分かれますが、それも実は専門性もあることを打ち出すひとつの方策です。

コミュニティ通訳に関しても、単に知識を身につけるだけなら外国語学校、あるいは通訳学校でもいいけれども、いったい大学というものに何が求められるのかということを考えないわけにはいきません。おそらく先ほどの認定制度の議論と重なってくると思いますが、あらためてその目的、運用あたりを確認する必要があると思います。

内藤 特にコミュニティ通訳という分野は、逆にいうと通訳学校が手を出さない分野であるという見方もできると思います。なぜかといいますと、やはり通訳学校の場合は民間ですから、その後の仕事を保証できないものに関しては、養成はしない方がいいという判断に至ると思います。

ですから、たとえば会議通訳や、ある程度の受け皿がある分野に関しては、受講生を集め、教育を行い、市場に人材を輩出できる論理が通ります。ただ認定制度の問題とも絡みますが、今現時点において、それを学んだところですぐに翌日から仕事を提供することができない分野に関して、通訳学校が手を広げることは現実的ではないように思います。

マイナス思考でなく、社会における大学の役割として考えていく場合には、やはり私も高等教育機関がいずれは大学院レベル、つまり高度専門職業人としての意識を持った人材を養成していくことは、社会的な任務だと感じています。

今後どういった点で大学がコミュニティ通訳者を養成していくべきかということですが、確かに今申し上げたことと少し矛盾してしまうかもしれませんが、授業で使用する教材は異なったとしても、技能面に関しては、コミュニティ通訳であれ、会議通訳であれ、両者に共通する基礎的な要素があるように思います。

ただコミュニティ通訳として仕事をしていく上で必要な教養の部分については、先ほど佐藤さんがおっしゃった制度や文化、あとこれは自身の経験からも申し上げますが、やはり突発的な知識を求められるような場面を通訳せざるを得ないことも多々生じます。単にスキルを持っているだけでは、到底その場に対応できないような場面も出てくると思います。それは言語に限らず、政治、社会、経済、国際関係に関する知識かもしれません。これらのことを体系的に学ぶことができるのは、やはり高等教育機関である大学だからこそだと思っています。

■ コミュニティ通訳教育における実践知とは

武田 ありがとうございます。最初、大学の社会的な任務という言葉が聞こえきましたが、本学が国立大学で、最近、特に震災後に国立大学の機能強化と文科省が言っております。それぞれの大学がそれぞれの特色を生かして、ナショナル・センターとしての機能とリージョナル・センターとしての機能を強化しての役割を果たすことが国立大学の使命であるということですね。

それから、今、大学だからこそ、さまざまな知識を教えていかなければならないということでしたが、コミュニティ通訳で特に必要なのは実践知だと言われていています。実践知とさまざまな知識は、両方とも必要なのだと思いますが、それらはどのように関係しあってくるのでしょうか。

内藤 実践と実際の机上の知識、それが行ったり来たりすることが非常に重要ではないかと考えています。単に机上で学んだ知識だけであれば、それは「宝の持ち腐れ」とは言いませんが、それにより明るみになることも多々あるかとは思いますが、それらの知識が初めてどういったものかということが自分の中で感じるができる、あるいは自分の中で体系化することができるのは現場に出たときだと思っています。

また、現場に行って学んだものを今度は教室の中で、たとえばクラスメイトとのディスカッションを通して再考するという、一連のサイクルの積み重ねが重要であり、それが先ほどものご質問かもしれませんが、専門学校ではなく大学だからこそできるひとつの経験なのではないかと思います。

武田 それについてはおそらく今回、これからこういった専門人材の養成に大学が携わっていくことは、ある意味、大学が変わっていくことでもあると感じています。といたしますのも、大学という空間自体が実践になかなかつながりにくいところもありますので、専門職養成を大学に持ってきてしまうと、もしかしたらある意味で専門的な人材を殺してしまうことにつながるのではないかという不安もあるからです。これからはそうならないように、実践の場と大学を行ったり来たりする、そういうシステムを伴った大学をつくっていかなければならないと思います。

インターシップにしても、そのような名前の授業はあっても、それを大学教育に取り入れる難しさがどうしてもあります。とはいえ、それをいかに行なっていくかは、今後、真剣に考えていかなければならない点です、たとえばそういう実践の場としては、実際に弁護士会、あるいは国際交流協会に思いきって半年行ってしまふなど、そういったこともあり得るのでしょうか。関さん、いかがですか。あるいは佐藤さんは、海外の事例などもご存じだと思いますが。

関 実践の場としての弁護士会、というものを考えるに、弁護士会の建物にインターンとして来る必要はない、というような感じがしています。弁護士会館で常に法律相談をやっているわけではありませんし。法律相談センターでの外国人相談や、当番弁護士として各弁護士が警察署で行う接見など、通訳が同席・同行するさまざまな場面があるので、それらに何らかの形でついていく。つまり、ある通訳人がプロとして執務するとき、それに見習いの人が同席させてもらう、という形が一番いいと思います。

我々の業界でも、ロースクール制度ができ、ロースクール生は法律相談に立ち会うなどして、勉強します。その後、司法修習生になったら、当然、裁判所でも検察庁でも法律事務所でも、みんな本物の人に同席してOJTをやるわけなので、その場にさらに通訳人の卵がついてきたとしても、我々の業界の人はまったく違和感ないと思います。

佐藤 国際協会などの相談窓口で、大学生が現場で学ぶ場所を提供するのは非常に良いです。しかし気になるのは、実際の現場には、生々しい相談内容や個人情報の関係で、利用者の信頼を維持しながら、学びの場として利用するのは難しいです。特に個人情報などの責任をクリアすれば、大丈夫なのではないかと思います。

関 その問題は、うちの業界でも必ず話題になります。たとえば司法修習生は裁判官室や検察庁の取り調べ室などにも入れますが、それは法律上の守秘義務が課せられているからです。それにより、個人情報が漏れることはないという枠組みになっています。

これに対し、ロースクール生の場合には守秘義務が法律の明文で科されているわけではないので、個人情報が漏れたら困ります、と同席を断られることがあります。ロースクール側としては、本人に誓約書を書かせ、併せて、常々法曹倫理教育を施すなどして、何とか守秘義務を担保して、個人情報が漏れないような形での研修をしようとしています。

武田 コミュニティ通訳の養成という意味では、言語能力や知識ばかりでなくて、そういう倫理的な教育も必要になってくるわけですね。それを押さえれば、今後はそうした問題もクリアできるかもしれないということですね。ありがとうございました。

これまで2つの観点から議論を進めました。ひとつは制度の構築で、ここでは外大と弁護士会などとのコラボレーションも何かできるのではないかとこの可能性を探る方向も出てきました。それから2つ目観点はいかに養成するかで、コミュニティ通訳養成はぜひ大学

でやらなければならないということが出てきました。実践知は大事で、現場と大学を往復することで実際に実践をしながら、学術的な知識と実践知を合わせて共有していくことが大事である。学術的な知識もいろいろな分野のものが必要とされているため、必要なときに取り出せるように、それらを引き出しとして持つておかなければならない、ということも見えてきました。それでは、残りあと少しになりましたので、何か最後に一言ずつ言い残したポイントでもご紹介いただければと思います。

■ 社会との協働を目指して

内藤 先ほど倫理の話が最後に出ましたが、あと実際にロースクールや司法修習生が現場に行く、行かないという話もあったので、その観点からお話をさせていただくと、通訳に関しても学んだ知識をどうやって生かすべきか。これもできれば同じように、たとえば通訳者に付いて誰か学生が週に、どのような形態かは定かではありませんが、学生と一緒にひとつの現場に入っていくことも考えられるかと思います。たとえば教員と現場に入り、その際、実際に求められるマナーなどについて実践知を構築していく。そこから理論に関して、あるいは倫理に関して見えてくることもあるのではないかと思います。

とは言いながら、やはり同じ現場は2つないわけであり、いずれの場においてもケース・バイ・ケースにならざるを得ないことがあるかと思います。通訳者は毎回現場が異なるわけで、自分でその場でどう行動したらいいのかということ判断していく必要がありますが。

ですから、大学で学べるということのポイントに戻りますと、単に経済や政治といった知識に限らず、やはりその場で何をすればいいのかを考えること、これは別にどんな科目であれ、どんな演習であれ、やはり授業を通して教員やクラスメイトと議論を重ねることで身に付けていく、そういう地道な力だと思います。すごく抽象的な話かもしれませんが、こうした、いわゆる「考える力」も今後大学が涵養していかなければならないことなのではないでしょうか。

武田 単に知識を身に付けることばかりではなく、それを統合していくような力、統合的思考して、論理的に組み立てていく力も重要だということですね。ありがとうございました。

関 今日の議論は、人材の「育成」の話と、人材の「ストック」の話とを分けていただいたのがよかった。頭の整理ができたと思います。

育成に関しては、通訳学校ももちろん必要ですが、ぜひ東京外国語大学がちゃんと担っていただきたいと思いますし、もっと早くやっていただいてもよかったと私は思います。何十年前前から始めてもよかったと思いますが、今からでも是非やっていただきたいと思います。

大学がやることの意義は、語学の教育のレベルが高いことのみならず、文化や制度など、幅広い教養も身に付けた人材をちゃんと送り出せることにあります。非常に安定した組織が人材を継続的に供給していることに対しては、社会から大きな信頼が寄せられると思います。

また、採算性に乗らないような少数言語の通訳の養成は、やはり通訳学校は決してできないことです。これは、社会的使命として大学でやっていただくしかないだろう。それをやった結果として人材が育ったときに、その人材が開花するような「ストック」のシステムをちゃんとつくって、それを社会の需要の結び付けること。そのシステム構築は、必ずしも大学が直接やらなくてもいいでしょうが、関与はしていただいた方が全体的な枠組みとして整合的に出来上がると思います。今後ぜひ東京外国語大学では開講していただきたいと思います。

武田 ありがとうございました。次は佐藤さん。

佐藤 まず、コミュニティ通訳コースの修了生として、現場にはさまざまな課題が多く存在します。実際にコースを受けて、自信を持ちながら取り組むことができ、非常に満足しました。東京

外国語大学には非常にありがたく、感謝の気持ちもあって、同じコミュニティ通訳に関わっている方に是非、参加してほしいと思います。

もちろん、一番大きなメリットは、ユーザー側、クライアント側、両方に関して、私たちに対する信頼性をアピールすることができます。

最後に、現在、外国人コミュニティは間もなく、2世の世代に突入しようとしています。その中に、バイリンガルに育ち、大学まで進んでいる人がたくさんいます。もちろん、日本の母国の間に生まれた人には、社会貢献などの観点から、多文化共生やコミュニティ通訳に関わりたい人が数多くいます。今後から、東京外国語大学がその人たちのために、社会貢献へ第一歩になるのが、非常にありがたいと思います。

武田 ありがとうございました。時間も押していますので、簡単にまとめます。昨年からコミュニティ通訳講座を始めてまいりまして、まだ2年目ですが、やはりこれからも続けていかなければならないということを感じました。それからさらに必要なのが社会との協働です。実践の現場との協働によって養成課程と、その後、人材を機能させるためのシステムをつくり上げていかなければならないということ、そしてそれも国立大学ですので使命だということも実感いたしました。私たちも新たな知識を持って取り組んでまいりたいと思いました。これで午前中のパネルディスカッションを終わらせたいと思います。